

大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第6条第2項の規定により、大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、法第6条第3項の規定において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり当該届出の概要を公告するとともに、その届出を縦覧に供します。

なお、この公告に関し、大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見のある方は、法第8条第2項に基づき、この公告の日から4箇月以内に京都市に意見書を提出することができます。

平成24年8月17日

京都市長 門川 大作

1 届出者の氏名及び住所

三菱UFJ信託銀行株式会社  
代表取締役 若林 辰雄  
東京都千代田区丸の内1丁目4番5号

2 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

京都ファミリー  
京都市右京区山ノ内池尻町1丁目1番地

(2) 変更事項

変更事項	変更前	変更後
①大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	開店時刻 9:00  (ただし、2008年8月12～17日にあたっては8:00)  (核となる小売業者（イオン（株））のみ)	開店時刻 7:00  (核となる小売業者（イオンリテール（株））のみ。その他は9:00)

<p>②来客が駐車場を利用することができる時間帯</p>	<p>立体及び北平面駐車場  8 : 3 0 ~ 2 3 : 3 0  (北平面駐車場の一部は  2 2 : 0 0 までとする)  (ただし, 2 0 0 8 年 8 月  1 2 ~ 1 7 日にあたっては  7 : 3 0 ~ 2 3 : 3 0 )  西平面駐車場  8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0  (ただし, 2 0 0 8 年 8 月  1 2 ~ 1 7 日にあたっては  7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 )  東平面駐車場  8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0  (ただし, 2 0 0 8 年 8 月  1 2 ~ 1 7 日にあたっては  7 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 )</p>	<p>立体及び北平面駐車場  6 : 3 0 ~ 2 3 : 3 0  (北平面駐車場の一部は  8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0 までと  する)  西平面駐車場  6 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0  東平面駐車場  8 : 3 0 ~ 2 2 : 0 0</p>
------------------------------	--	---

(3) 変更年月日

平成 2 4 年 8 月 3 日

3 届出年月日

平成 2 4 年 7 月 3 1 日

#### 4 縦覧場所、期間及び時間

##### (1) 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局商工部商業振興課

##### (2) 期間

平成24年8月17日(金)から平成24年12月18日(火)まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。)

##### (3) 時間

午前9時から正午まで  
午後1時から午後5時まで

#### 5 意見書の提出先及び提出期限

##### (1) 提出先

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地  
京都市産業観光局商工部商業振興課

##### (2) 提出期限

平成24年12月18日(火)

(産業観光局商工部商業振興課)